

令和8年9月10日

オープンカウンター参加者 殿

独立行政法人海技教育機構
海技大学校長 石倉 歩

見積依頼書

下記事項について見積書を提出願います。

記

1. 件 名 海技丸 A 重油の購入
2. 納入日時 令和8年9月30日 9時00分～12時00分
3. 納入場所 兵庫県神戸市東灘区深江南町4丁目1-20 東部内貿埠頭岸壁
4. 見積書提出場所
独立行政法人海技教育機構海技大学校管理部経理課
〒659-0026
兵庫県芦屋市西蔵町12-24
電話番号 0797-38-6208
メールアドレス keiri-kaidai★jmets.ac.jp
※スパム対策のため、上記「★」記号を「@」に置き換えてください。
5. 見積書提出期限
令和8年9月16日17時00分
6. 見積合わせ日時
令和8年9月17日10時00分
7. その他
 - (1) 郵便又は電子メール及び許可された民間事業者による信書の送達による見積書の提出も認める。
 - (2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - (3) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
 - (4) 本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。
 - (5) 本件の仕様に関する質問は、独立行政法人海技教育機構海技大学校管理部経理課にて受け付ける。

以上

仕様書

1. 件 名

海技丸A重油の購入

2. 品名、数量等

・A重油

規格：JIS（日本産業規格）重油1種1号に該当するもの。

品質：硫黄分は0.1%以下とする。

数量：15kℓ

その他：SDS及び代表性状表を各1部 添付のこと。

3. 納入場所

兵庫県神戸市東灘区深江南町4丁目1-20 東部内貿埠頭岸壁 海技丸

4. 納入年月日

令和8年9月30日 9時00分～12時00分

5. 納入方法

- (1) 停泊中の海技丸内所定タンクへ、バンカー船により納入すること。
- (2) 納入経路については別途指示する。

6. 見積書記載事項等

- (1) 見積書の様式は指定しない。
- (2) 見積金額は消費税込みであることを明記の上、消費税額も明記のこと。
- (3) 見積書の件名は上記の件名と合わせること。
- (4) 見積書宛名は「海技大学校」とし、見積参加業者の住所、名称又は商号名、代表者名、代表者印、担当者名、連絡先電話番号、連絡先メールアドレスを明記すること。

7. その他

- (1) 受注者は、SDS及び代表性状表を提出すること（メール送付（PDF）可）
- (2) 本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。

以上

独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領

令和 8 年 3 月 2 7 日
海技教育機構達第 3 4 号

(定義)

第 1 条 オープンカウンター方式とは、独立行政法人海技教育機構会計規程（平成 1 8 年 4 月 1 日海技教育機構規定第 3 2 号）第 3 7 条第 2 項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積合わせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を特定する方式をいう。

(対象)

第 2 条 本要領は、独立行政法人海技教育機構契約事務取扱細則（平成 1 8 年 4 月 1 日海技教育機構達第 3 8 号）（以下「契約細則」という）第 2 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定するもののうちで、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第 3 条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 契約細則第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
- 2 指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(見積依頼の方法)

第 4 条 見積依頼に関する諸条件については次のとおりとする。

- 1 オープンカウンター方式で見積合わせを行うときは、見積依頼書（別添 1）を独立行政法人海技教育機構ホームページ等（以下「ホームページ等」という）で閲覧に供する。
- 2 見積に関する諸条件は、必要に応じて仕様書等により提示する。
- 3 仕様書等は原則としてホームページ等に掲載する。ただし、ホームページ等に掲載できないものについては、別途問い合わせのあった事業者に配布を行う。
- 4 見積書の提出は、本要領及び仕様書等熟読のうえ、仕様書等で別途定めがある場合は当該添付書類を添えて提出すること。
- 5 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便又は電子メールによる見積書の提出も認める。ただし、見積書提出期限までに到着しなかった見積書は無効とする。
- 6 見積参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとする。

- 7 見積に際し、納入等を行う物品等は仕様書等で指定した規格等と同等以上とする。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書の提出前に本部会計課または海上技術短大等の庶務課、海技大学校経理課まで申し出ること。申し出のない規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

第5条

1 見積参加者の立会

見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に非公開にて行う。

2 落札者の決定

有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、売り払いの場合は最高の、購入、製造その他の契約においては最低の見積を行った者を契約の相手方とする。

3 くじ引き

見積合わせをした場合で、決定となるべき金額をもって見積をした者が2者以上あるときはくじ引きで決定する。くじ引きについては、契約事務に関係のない職員がくじを引くこととする。

(見積合わせの不調)

第6条

1 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

2 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積書が無い場合は、不成立となる。その場合は別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

(見積合わせの結果)

第7条 見積合わせの結果は、契約の相手方として決定した者へのみ通知する。

(見積合わせの注意事項)

第8条 以下の各号に該当する見積は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った見積
- (2) 件名、金額、住所、氏名等見積書に記載を必要とする事項について、記載のない見積書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積
- (4) 参加者が訂正した見積書
- (5) 郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する見積書提出期限までに、到達しなかった見積書
- (6) 仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

- 3 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- 7 契約保証金については、これを免除とする。

附 則（令和 7 年海技教育機構達第 3 4 号）
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。